

釣竿の表示に関する公正競争規約施行規則

施行日：平成27年12月9日

変更後	変更前
<p>(使用材料別名称)</p> <p>第1条 釣竿の表示に関する公正競争規約(以下「規約」という。)第2条第1項に規定する「釣竿」とは次に定めるものをいう。</p> <p>(1)「グラスロッド」とは、グラス繊維を50%以上使用して製造したもの。</p> <p>(2)「カーボンロッド」とは、カーボン繊維を50%以上使用して製造したもの。</p> <p>(3)「複合ロッド」とは、複数の材料を組み合わせで製造したもので、前二号に該当しないもの。</p> <p>2 前項に掲げる含有率の計測方法は、使用繊維のみの体積比によるものとする。</p> <p>(これらに準ずる事業者)</p> <p>第2条 規約第2条第2項に規定する「これらに準ずる事業者」とは、他の製造業者に製造委託した釣竿について自己の商標又は名称を表示して販売する事業者及び同項の釣竿を製造して販売する事業者又は輸入して販売する事業者と総代理店契約その他特別の契約関係にある事業者であって、これらの事業者と実質的に同一の事業を行っている者と認められる者をいう。</p> <p>(品名)</p> <p>第3条 規約第3条第1号に規定する「品名」とは、商標、事業者が釣竿について通常使用している呼び名、品番、その他これらに準ずるものをいう。</p>	<p>(使用材料別名称)</p> <p>第1条 (同左)</p> <p>(1)～(3) (同左)</p> <p>2 (同左)</p> <p>(これらに準ずる事業者)</p> <p>第2条 (同左)</p> <p>←新設</p>

変更後	変更前
<p>(使用材料別名称の表示基準)</p> <p>第4条 規約第3条第2号に規定する「釣竿の使用材料別名称」に関する表示基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 当該釣竿がグラスロッドである場合は、「グラスロッド」と表示する。</p> <p>(2) 当該釣竿がカーボンロッドである場合は、「カーボンロッド」と表示する。</p> <p>(3) 前二号に該当しないものは、「複合ロッド」と表示する。</p> <p>(使用材料)</p> <p>第5条 規約第3条第3号の「使用材料」は、釣竿に使用している繊維の種類を表示するものとする。</p> <p>2 使用繊維は含有率を併せ表示するものとする。</p> <p>(規 格)</p> <p>第6条 規約第3条第4号に規定する「規格」は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 全長</p> <p>釣竿の全長は、振り出したとき又は継いだときの長さとし、その単位をm又はcmで表示する。その誤差の範囲は+2cm、-1cm×嵌合数とする。</p> <p>当該表示には、ft又はinを単位とする全長を括弧を付して併記することができる。</p> <p>(2) 自重</p> <p>釣竿の自重は、釣竿（ガイド、リールシート、金具、竿に巻いた糸、塗料を含む。）の重量とし、その単位をgで表示する。その誤差の範囲は+5%以内とする。</p> <p>ただし、部分的に竹、籐等の天然素材を使</p>	<p>(使用材料別名称の表示基準)</p> <p>第3条 規約第3条第1号に規定する「釣竿の使用材料別名称」に関する表示基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) (同左)</p> <p>(使用材料)</p> <p>第4条 規約第3条第2号の「使用材料」は、釣竿に使用している繊維の種類を表示するものとする。</p> <p>2 (同左)</p> <p>(規 格)</p> <p>第5条 規約第3条第3号に規定する「規格」は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 長さ</p> <p>釣竿の長さは振り出したとき又は継いだときの長さとし、その誤差の範囲は、+2cm、-1cm×嵌合数とする。</p> <p>←追加</p> <p>(2) 自重</p> <p>釣竿の自重については、釣竿本体（ガイド、金具、糸、塗料を含む。）の重量とし、その誤差の範囲は表示された重量の+5%以内とする。</p> <p>←追加</p>

変更後	変更前
<p>用した釣竿については省略することができる。</p> <p>(3) 仕舞寸法 釣竿の仕舞寸法は、仕舞後の長さ（上栓及びガイドキャップは含まない。並継の釣竿については、一番長いものの長さ。）とし、その単位をcmで表示する。その誤差の範囲は±3%以内とする。</p> <p>(4) 継数 釣竿の継数は、その本数を表示する。</p> <p>(5) 先径 釣竿の先径は、竿先から最も近く、部品のついていない部分であって直接測定できる部分の外径とし、その単位をmmで表示する。</p> <p>(6) 元径 釣竿の元径は、竿尻から最も近く、部品のついていない部分であって直接測定できる部分の外径とし、その単位をmmで表示する。</p> <p>(7) 錘負荷 釣竿の錘負荷は、当該釣竿に適した錘の重量の範囲を示すものとし、その単位をg又は号で表示する。 ただし、「フライロッド」等錘を使用しない釣竿又は「へら竿」、「溪流竿」等錘負荷表示の必要のない釣竿については表示を省略することができる。</p>	<p>(3) 仕舞寸法 釣竿の仕舞寸法は、仕舞後の長さ（上栓及びガイドキャップは含まない。）(並継の釣竿については、一番長いものの長さ。)とし、その誤差の範囲は±3%以内とする。</p> <p>(4) 継数 釣竿の継数については、その本数を表示するものとする。</p> <p>←新設</p> <p>←新設</p> <p>←新設</p>
<p>2 汎用竿については、先径、元径、錘負荷の表示を省略することができる。</p>	<p>2 (同左)</p>

変更後	変更前
<p>(事業者の住所及び氏名又は名称)</p> <p>第7条 規約第3条第5号に規定する「事業者の住所及び氏名又は名称」の表示については事業者の住所及び氏名又は名称（法人にあっては、その名称）を表示するものとする。</p> <p>(原産国名の表示基準)</p> <p>第8条 規約第3条第6号に規定する「原産国名」に関する表示基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 原産国とは、素管の製造が行われた国をいう。</p> <p>(2) 外国で製造されたものにあつては、「原産国〇〇」又は「〇〇製」と表示する。</p> <p>注) 〇〇は国名又は地名</p> <p style="text-align: right;">削除→</p> <p>(3) 国産品については、「国産」又は「日本製」と表示する。ただし、「国産」、「日本製」に代えて、「〇〇株式会社製造」、「製造元〇〇株式会社」又は「製造者〇〇株式会社」と表示することができる。</p> <p>注) 〇〇は会社名</p> <p>(4) 原産国を英文で表示する場合には、邦文による表示を、当該英文表示と同一視野に、明瞭に併記しなければならない。</p> <p>例 MADE IN CHINA</p> <p>原産国 中国</p>	<p>(事業者の住所及び氏名又は名称)</p> <p>第6条 規約第3条第4号に規定する「事業者の住所及び氏名又は名称」の表示については、事業者の住所及び氏名又は名称（法人にあっては、その名称）を表示するものとする。</p> <p>(原産国名の表示基準)</p> <p>第7条 規約第3条第5号に規定する「原産国名」に関する表示基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 原産国とは、釣竿本体の製造が行われた国をいう。</p> <p>(2) 外国で製造されたものにあつては、「原産国〇〇」又は「〇〇製」と表示する。</p> <p>(3) ロッド本体を外国で製造し、これを我が国に輸入して国内でガイド取付け、糸巻、塗装等の行為を行った場合には、原産国名を表示するほか、材料加工付属品等に関する説明を併記する。</p> <p>(例えば「〇〇製。この製品は日本で製造されたガイド及びリールシートを使用しております。）」</p> <p>注) 〇〇は国名</p> <p>(4) (同左)</p> <p>←新設</p>

変更後	変更前
<p>(5) 原産国に関する表示は、容易に抹消又は訂正されない方法により、明瞭に表示しなければならない。</p> <p>(組立て国名の表示基準)</p> <p>第9条 規約第3条第7号に規定する「組立てを行った国名」に関する表示基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 組立てを行った国とは、ガイド及びリールシートの取付けが行われた国をいう。</p> <p>(2) 第8条に基づいて表示する原産国（素管を製造した国）と組立てを行った国が異なる場合には、組立てを行った国を「組立〇〇」と第8条に基づく原産国表示に併記する。この場合、原産国と組立てを行った国を区別するために、「原産国」を「原産国（素管）」と書き換えるものとする。</p> <p>例 原産国（素管）〇〇 組立 △△</p> <p>注) 〇〇、△△は国名又は地名</p> <p>(3) 組立てを行った国を英文で表記する場合には、邦文による表示を当該英文表示と同一視野に、明瞭に併記しなければならない。</p> <p>例 MADE IN CHINA 原産国（素管）中国 ASSEMBLED IN JAPAN 組立 日本</p> <p>(4) 組立てを行った国に関する表示は、容易に抹消又は訂正されない方法により、明瞭に表示しなければならない。</p>	<p>(5) 原産国に関する表示は、事業者の住所及び氏名又は名称の表示と同一視野に入る場所に、容易に抹消又は訂正されない方法により、明りょうに表示しなければならない。</p> <p>←新設</p>

変更後	変更前
<p>(安全使用に関する注意事項)</p> <p>第10条 規約第3条第8号に規定する「安全使用に関する注意事項」については、釣竿の販売時に添付する取扱説明書等に、電線、架線、高圧線下及び雷発生時における釣り人に対する注意事項、キャスティング（投げる）時の注意事項及び目的外使用の禁止について表示するものとする。</p> <p style="text-align: right;">削除→</p>	<p>(安全使用に関する注意事項)</p> <p>第8条 規約第3条第6号に規定する「安全使用に関する注意事項」については、国際規格（ISO-3864）の定めるところにより、釣竿本体に表示するものとする。</p> <p>2 釣竿の販売時に添付する取扱説明書等に、電線、架線、高圧線下及び雷発生時における注意事項を表示するものとする。</p>
<p>(事業者の住所及び氏名又は名称)</p> <p>第11条 規約第4条第1号に規定する「事業者の住所及び氏名又は名称」は、カタログを作成する事業者について表示する。</p> <p style="text-align: right;">削除→</p>	<p>(事業者の住所及び氏名又は名称)</p> <p>第9条 規約第4条第1号に規定する「事業者の住所及び氏名又は名称」は、カタログを作成する事業者について表示する。</p> <p>なお、商標及び社名略称を併せて表示するときは、事業者の氏名又は名称を表示したものとみなす。</p>
<p>(種別及び品名)</p> <p>第12条 規約第4条第2号に規定する「種別」とは、「アユ竿」、「磯竿」、「投竿」、「へら竿」、「汎用竿」等当該釣竿が対象とする漁種（対象釣り）をいう。</p>	<p>(種別及び品名)</p> <p>第10条 （同左）</p>
<p>2 規約第4条第2号に規定する「品名」は、第3条の規定を準用して表示する。</p>	<p>2 規約第4条第2号に規定する「品名」とは、事業者が釣竿について通常使用している呼び名（例えば、磯、へら、アユ、投等）、品番、愛称その他これらに準ずるものをいう。</p>
<p>(規 格)</p> <p>第13条 規約第4条第3号に規定する「規格」は、規則第6条の規定を準用して表示する。</p>	<p>(規 格)</p> <p>第11条 規約第4条第3号に規定する「規格」とは、品目別に釣竿の「全長（m）」、「継数（本）」、「仕舞寸法（cm）」、「自重（g）」、「先径（m</p>

変更後	変更前
<p>(カタログの作成時期)</p> <p>第14条 規約第4条第5号に規定する「カタログの作成時期」は、次の例により表示する。</p> <p>例1 発行年月日 ○○年○月</p> <p>例2 ○○年○月作成</p> <p>例3 「このカタログの記載内容は、○○年○月現在のものです。」</p> <p>2 カatalogの作成時期の表示に当たっては、目立つ方法で明瞭に表示するものとする。</p> <p>(問合せ先)</p> <p>第15条 規約第4条第6号に規定する「カタログの内容についての問合せ先」は、保証の内容その他カタログの内容についての問合せ先を次の例により表示する。</p> <p>例 「このカタログの内容についてのお問合せは、お近くの販売店に御相談ください。もし、販売店でお分りにならないときは、当社におたずねください。」</p> <p>(安全使用に関する注意事項)</p> <p>第16条 規約第4条第7号に規定する「安全使用に関する注意事項」については、電線、架線、高圧線下及び雷発生時における釣り人に対する注意事項、キャストイング(投げる)時の注意事項及び目的外使用の禁止について表示するものとする。</p>	<p>m)」、「元径 (mm)」、「錘負荷」等を表示するものとする。</p> <p>なお、錘負荷は、釣竿の性能上必要なものに適用する。</p> <p>(カタログの作成時期)</p> <p>第12条 規約第4条第5号に規定する「カタログの作成時期」は、次の例により表示する。</p> <p>例1 発行年月日 平成○○年○月○日</p> <p>例2 平成○○年○月作成</p> <p>例3 「このカタログの記載内容は、平成○○年○月現在のものです。」</p> <p>2 カatalogの作成時期の表示に当たっては、カタログの裏表紙に相当する紙面の右下に、写植14級(10ポイント活字)以上の文字で、かつ、目立つ方法(例えば肉太、白抜)で表示するものとする。</p> <p>(問合せ先)</p> <p>第13条 (同左)</p> <p>(安全使用に関する注意事項)</p> <p>第14条 規約第4号第7号に規定する「安全使用に関する注意事項」については、電線、架線、高圧線下及び雷発生時における釣り人に対する注意事項を表示するものとする。</p>

変更後	変更前
<p>とする。</p> <p>(不当表示の種類)</p> <p>第17条 規約第7条各号の規定による不当表示の種類を例示すれば、次のとおりである。</p> <p>(1) グラスロッドについて「カーボンロッド」等の表示</p> <p>(2) 「永久に使えます」、「永遠に使えます」、「いつまでも使えます」等の表示</p> <p>(3) 原産国について、輸入品であるにもかかわらず「日本製」等の表示又は日本製と誤認されるマーク若しくは名称の使用（例えば「日の丸」のマーク、「大和」という名称）</p> <p>(4) 客観的な根拠によらないで使用材料別名称等についての「特選」、「極上」、「最高級」、「純」等の表示</p> <p>(5) 自己の取り扱う商品が客観的な根拠によらないで他社の商品より優位であると誤認されるおそれがある「当社だけ」、「ナンバーワン」等の表示</p>	<p>(不当表示の種類)</p> <p>第15条 規約第7条各号の規定による不当表示の種類を例示すれば、次のとおりである。</p> <p>(1) グラスロッドについて「カーボンロッド」等の表示。</p> <p>(2) 「永久に使えます」、「永遠に使えます」、「いつまでも使えます」等の表示。</p> <p>(3) 原産国について、輸入品であるにもかかわらず「日本製」等の表示又は日本製と誤認されるマーク若しくは名称の使用（例えば「日の丸」のマーク、「大和」という名称）。</p> <p>(4) 客観的な根拠によらないで使用材料別名称等についての「特選」、「極上」、「最高級」、「純」等の表示。</p> <p>(5) 自己の取り扱う商品が客観的な根拠によらないで他社の商品より優位であると誤認されるおそれがある「当社だけ」、「ナンバーワン」等の表示。</p>

附則

- 1 この規則の変更は、規約の変更について公正取引委員及び会消費者庁長官の認定の告示があった日（平成25年12月9日）から2年を経過した日から施行する。
- 2 この規則の施行前に事業者が行った行為については、なお従前の例による。